

別紙

新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">私募証券投資信託等に係る配当控除を受けられる方へ</p> <p>居住者が、確定申告をする配当所得のうちに私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得を有する場合は、その者のその年分の所得税額から、次の2により計算した金額（その者のその年分の所得税額を限度）を控除することができます。</p> <p>1 私募証券投資信託等 私募証券投資信託等とは、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託以外の証券投資信託（特定株式投資信託を除きます。）のうち、特定外貨建等証券投資信託と公募証券投資信託及び国外公募証券投資信託以外のものをいいます。</p> <p>(注) 外貨建等証券投資信託とは、証券投資信託のうち、投資信託契約においてその証券投資信託の信託財産の全部又は一部を外国通貨で表示される株式、債券その他の資産（以下「外貨建資産」といいます。）又は株式以外の資産に運用する証券投資信託で、その外貨建資産等の額がその信託財産の総額のうちに占める割合（以下「外貨建資産割合」といいます。）及びその株式以外の資産の額がその信託財産の総額のうちに占める割合（以下「非株式割合」といいます。）のいずれもが100分の50以下に定められているものをいいます。</p> <p>また、特定外貨建等証券投資信託とは、外貨建等証券投資信託のうち、その投資信託契約において外貨建資産割合及び非株式割合のいずれもが100分の75以上に定められているもの以外のものをいって、この収益の分配に係る配当所得については配当控除を受けることはできません。</p> <p>2 配当控除額の計算 私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得がある場合の配当控除額は、次の(1)～(4)に掲げる場合に応じて計算します。</p> <p>(1) 課税総所得金額が1千万円以下の場合……次のイとロの合計額 イ 利益の配当、剰余金の分配及び特定株式投資信託の収益の分配（以下「利益の配当等」といいます。）に係る配当所得の金額×10% ロ 私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得の金額×5%</p> <p>(2) 課税総所得金額が1千万円を超え、かつ、課税総所得金額から私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得の金額を控除了した金額が1千万円以下の場合……次のイとロの合計額 イ 利益の配当等に係る配当所得の金額×10% ロ 私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得の金額×2.5% （私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得の金額のうち、課税総所得金額から1千万円を控除了した金額に相当する部分の金額(A)） ×2.5% + （私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得の金額のうち、(A)以外の部分の金額） ×5%</p> <p>(3) 課税総所得金額から私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得の金額を控除了した金額が1千万円を超える場合 ((4)に該当する場合を除きます。)……次のイとロの合計額 イ 利益の配当等に係る配当所得の金額のうち、課税総所得金額から1千万円と 私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得の金額の合計額を控除了した金額に相当する部分の金額(A) ×5% + (A)以外の部分の金額 ×10%</p> <p>(4) 課税総所得金額から利益の配当等に係る配当所得の金額と私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得の金額の合計額を控除了した金額が1千万円を超える場合……次のイとロの合計額 イ 利益の配当等に係る配当所得の金額×5% ロ 私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得の金額×2.5%</p> <p>(注)1 課税総所得金額とは、課税総所得金額、課税短期譲渡所得金額、課税長期譲渡所得金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び商品先物取引による課税譲渡所得等の金額の合計額をいいます。 また、配当所得の金額とは、他の所得の赤字と損益通算する前の配当所得の金額です。 2 私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得の金額のうち、外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る金額に対する配当控除率は、課税総所得金額1千万円以下の部分については5%，課税総所得金額1千万円超の部分については2.5%が、それぞれ2.5%又は1.25%となります。</p> <p>なお、具体的な控除額の計算は、裏面の「私募証券投資信託等に係る配当控除額の計算書」により行ってください。</p> <p style="text-align: center;">私募証券投資信託等に係る配当控除を受けられる方へ</p> <p>居住者が、確定申告をする配当所得のうちに私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得を有する場合は、その者のその年分の所得税額から、次の2により計算した金額（その者のその年分の所得税額を限度）を控除することができます。</p> <p>1 私募証券投資信託等 私募証券投資信託等とは、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託以外の証券投資信託（特定株式投資信託を除きます。）のうち、特定外貨建等証券投資信託と公募証券投資信託及び国外公募証券投資信託以外のものをいいます。</p> <p>(注) 外貨建証券投資信託とは、証券投資信託のうち、信託契約においてその証券投資信託の信託財産の全部又は一部を外国通貨で表示される株式、債券その他の資産（以下「外貨建資産等」といいます。）又は運用する証券投資信託で、その外貨建資産等の額がその信託財産の純資産額のうちに占める割合が100分の50を超えることと定められているものをいいます。 また、特定外貨建証券投資信託とは、外貨建等証券投資信託のうち、特に外国通貨で表示される資産への運用割合が高い証券投資信託で、外貨建資産等の額がその信託財産の純資産額のうちに占める割合が100分の75を超えることと定められているものをいいます。この収益の分配に係る配当所得については配当控除を受けることはできません。</p> <p>2 配当控除額の計算 私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得がある場合の配当控除額は、次の(1)～(4)に掲げる場合に応じて計算します。</p> <p>(1) 課税総所得金額が1千万円以下の場合……次のイとロの合計額 イ 利益の配当、剰余金の分配及び特定株式投資信託の収益の分配（以下「利益の配当等」といいます。）に係る配当所得の金額×10% ロ 私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得の金額×5%</p> <p>(2) 課税総所得金額が1千万円を超え、かつ、課税総所得金額から私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得の金額を控除了した金額が1千万円以下の場合……次のイとロの合計額 イ 利益の配当等に係る配当所得の金額×10% ロ 私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得の金額のうち、課税総所得金額から1千万円と 私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得の金額の合計額を控除了した金額に相当する部分の金額(A) ×2.5% + (A)以外の部分の金額 ×5%</p> <p>(3) 課税総所得金額から私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得の金額を控除了した金額が1千万円を超える場合 ((4)に該当する場合を除きます。)……次のイとロの合計額 イ 利益の配当等に係る配当所得の金額のうち、課税総所得金額から1千万円と 私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得の金額の合計額を控除了した金額に相当する部分の金額(A) ×5% + (A)以外の部分の金額 ×10%</p> <p>(4) 課税総所得金額から利益の配当等に係る配当所得の金額と私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得の金額の合計額を控除了した金額が1千万円を超える場合……次のイとロの合計額 イ 利益の配当等に係る配当所得の金額×5% ロ 私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得の金額×2.5%</p> <p>(注)1 課税総所得金額とは、課税総所得金額、課税短期譲渡所得金額、課税長期譲渡所得金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び商品先物取引による課税譲渡所得等の金額の合計額をいいます。 また、配当所得の金額とは、他の所得の赤字と損益通算する前の配当所得の金額です。 2 私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得の金額のうち、外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る金額に対する配当控除率は、課税総所得金額1千万円以下の部分については5%，課税総所得金額1千万円超の部分については2.5%が、それぞれ2.5%又は1.25%となります。</p> <p>なお、具体的な控除額の計算は、裏面の「私募証券投資信託等に係る配当控除額の計算書」により行ってください。</p>	